

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目次

◇ 告 示 保険医療機関等の指定
保安林の指定

土地改良区の役員の就退任

土地改良事業計画の決定

土地改良事業計画の適否の決定(六件)

土地改良事業の認可

◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集

告 示

鳥取県告示第九百一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政

令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十二年十一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
北 室 内 科	鳥取市西町一丁目二〇二 朝日新聞亀井堂ビル内	昭和五十二年十一月一日
大 嶋 齒 科 医 院	八頭郡船岡町船岡 一九七の一九	昭和五十二年十一月四日
こやま薬局	鳥取市湖山町北一丁目四三五	昭和五十二年十一月一日
赤山薬局境港店	境港市上道町一八五五	"
圓道齒科医院	米子市東町九七 都市開発ビル二階	"
松 本 医 院	米子市河崎字河崎団地 一七四〇―一九	"

鳥取県告示第九百二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

昭和五十二年十一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一(一) 保安林の所在場所

気高郡気高町大字浜村字西浜七八三の四七から七八三の五〇まで、七八三の九三から七八三の九七まで、七八三の九九、七八三の一〇〇、

七八三の一二三、七八三の一二七、七八三の三〇一、七八三の三〇三、七八三の五二六、七八三の九七六、七八三の九七七（以上十八筆について、次の図に示す部分に限る。）、七八三の一二八から七八三の一三〇まで、七八三の一三二、七八三の三〇二

(二) 指定の目的

飛砂の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 保安林の所在場所

一の(一)に同じ。

(二) 指定の目的

公衆の保健

(三) 指定施業要件

一の(三)に同じ。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林部造林課及び、気高町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定

に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十二年十一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

福部土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 山根 秀雄 岩美郡福部村大字細川三三六

水野 忠治 湯山六八六の六

森本 久男 八一六

皆川 浩輝 三

小谷 政美 一四三五の一

岸本 幸一 海士五四六

猪上 直美 一五九

横山 英太郎 細川三四三

山根 順市 三三二の三

村上 剛毅 岩戸一の三

上田 晰雄 一一七

監事 浜本 助市 海士五二二

早野 元次 岩戸八の二

橋本 敦郎 湯山七三

任期満了により退任

福部土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 水野 忠治 岩美郡福部村大字湯山六八六の六

森本 久男 八一六

岸本 幸一 海士五四六

皆川 浩輝 湯山三

猪上 直美 海士一五九

小谷 政美 湯山一四三五の一

横山 英太郎 細川三四三

山根 順市 三三二の三

村上 剛毅 岩戸一の三

上田 晰雄 一一七

監事 浜本 助市 海士五二二

早野 元次 岩戸八の二

橋本 敦郎 湯山七三

昭和五十二年八月八日開催の総代会において総選挙の結果当選し、昭和五十二年八月十七日就任 任期四年

舎人土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 川田 茂 東伯郡東郷町大字方地九五六

高塚 知義 藤津二六三

山田 操 七九四

佐々木 昌弘 野方一七六

藤原 良蔵 方地九四九

小林 義孝 漆原二九八

池口 義博 北福九三

下田 登 一〇四

土井 恒三 方地九三二

真木 忠康 松崎五七五の一

米田 勉 白石六二六

山本 憲太郎 五七二

福原 九市 漆原三二九

小谷 正己 一三四

伊藤 幸 方地一、〇五三

森田 貞夫 藤津七九八の一

監事 伊藤 俊彦 方地九六四

中村 寛正 野方一七四

瀬能 清行 羽衣石七四六の一

舎人土地改良区

任期満了により退任

就任した役員の名及び住所

理事 川田 茂 東伯郡東郷町大字方地九五六

高塚 知義 藤津二六三

山田 操 七九四

佐々木 昌弘 野方一七六

藤原 良蔵 方地九四九

小林 義孝 漆原 二九八

池口 義博 北福 九三

下田 登 一〇四

真木 忠康 松崎 五七五の一

米田 勉 白石 六二六

山本 憲太郎 五七二

福原 九市 漆原 三二九

小谷 正己 一三四

前田 久男 方地 一、〇一七

伊藤 幸 一、〇五三

森田 貞夫 藤津 七九八の一

伊藤 俊彦 方地 九六四

中村 寛正 野方 一七四

瀬能 清行 羽衣 石七四六の一

昭和五十二年八月十九日開催の臨時総会において総選挙の結果当選し、
昭和五十二年十月五日就任 任期四年

佐陀川右岸土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 平林 茂 西伯郡淀江町大字小波一一二番地

昭和五十二年十月十三日開催の臨時総会において理事補欠選挙の結果
当選し同日就任 任期昭和五十四年一月二十二日まで

鳥取県告示第九百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十二年八月三日付けで東伯郡東伯町大字宮場一六四番地池口宏ほか十六人の者から申請のあつた県営で行う土地改良（加勢蛇川第二地区は場整備）事業に係る土地改良事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良（加勢蛇川第二地区は場整備）事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第九百五号

昭和五十二年十月四日付けで東郷町から申請のあつた土地改良（小鹿谷地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において

準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東郷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百六号

昭和五十二年十月十九日付けで日南町から申請のあつた土地改良(福寿実地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百七号

昭和五十二年九月十三日付けで日吉津村から申請のあつた土地改良(海川地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百八号

昭和五十二年九月六日付けで河原町から申請のあつた土地改良(袋河原地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九号

昭和五十二年十月四日付けで岸本町から申請のあつた土地改良(番原地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百十号

昭和五十二年八月十九日付けで東郷町から申請のあつた土地改良(長江地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東郷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百一十一号

会見町から申請のあつた町営土地改良(浅井地区老朽ため池等整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十一月四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年十一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十二号

昭和五十二年第十三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十二年十一月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

- 一 日時 昭和五十二年十一月十四日(月)午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 昭和五十三年度選挙常時啓発事業計画について